

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)の概要

目的 国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書の的確かかつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表 遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

「第一種使用等」 環境中への拡散防止措置を執ら^ずに行う使用等



「第二種使用等」 環境中への拡散防止措置を執^って行う使用等

リスク等の性質により区分

GILSP
特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるもの

カテゴリー1
GILPS以外であつて、病原性がある可能性が低いもの

カテゴリー2
ヒトに感染性はあるが発症の可能性は少なく、予防対策及び有効な治療法があるもの

カテゴリー3
ヒトに対し病原性があり、取り扱う際にかなりの注意を必要とするが、感染・発症してもその危険度は、比較的 low、予防対策及び有効な治療法があるもの

告示指定されている品目
省令で定められた拡散防止措置を執^って使用等を行う(大臣確認不要)

告示指定されていない品目(新規品目等)
使用者が拡散防止措置を定め、大臣の確認を受けたのち、使用等を行う



その他 未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定を整備。